



平成 27 年 12 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社カネカ
代 表 者 代表取締役社長 角倉 護
(コード番号 4118 東証、名証各第 1 部)
問 合 せ 先 執行役員 CSR 推進部長 丸藤 峰俊
(TEL 06-6226-5019)

**酸化型コエンザイム Q10 に関する米国特許侵害訴訟の
テキサス地裁略式判決に対する控訴について**

当社は、2011 (平成 23) 年 3 月以来、テキサス州南部地区連邦地方裁判所において、Zhejiang Medicine Co. Ltd. 及び ZMC-USA, LLC. (以下、ZMC と略す) を相手方として酸化型コエンザイム Q10 (商品名: KanekaQ10™) に関する当社の米国特許第 7,910,340 号に対する特許侵害を争っております。

2015 (平成 27) 年 11 月 30 日、同連邦地方裁判所は、当社が ZMC の特許侵害を立証するために必要な十分な証拠を提示していないとして、ZMC の略式判決の申立てを認めました。この裁判所の証拠の解釈及び判決に対し、当社は極めて強い不服を有するものであり、近く連邦巡回控訴裁判所へ控訴し係争を継続する予定です。

当社は 2015 (平成 27) 年 6 月 10 日に、同連邦巡回控訴裁判所において、Xiamen Kingdomway Group Company, Pacific Rainbow International Inc. 及び Shenzhou Biology and Technology Co., Ltd. を相手方とした同じ特許侵害に関するカリフォルニア州中部地区連邦地方裁判所の判決を不服とした控訴に勝訴し、同連邦地方裁判所での訴訟が継続しております。上級裁判所の判決に本来従うべきテキサス州南部地区連邦地方裁判所の今回の判決は、連邦巡回控訴裁判所の解釈に反するものであり、明らかな誤りとして、また、法律の問題として当社は異議を申し立てます。

なお、本訴訟はあくまで酸化型コエンザイム Q10 に関するものであり、現在当社は還元型コエンザイム Q10 (商品名: KanekaQH™) を主に販売しております。

以上